

# インフルエンザによる出席停止期間について

別紙

## 1 第二種感染症の出席停止期間(学校保健安全法施行規則、2014年4月改正)

病名	出席停止期間の基準 (学校)
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (病状により学校医または主治医において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。)

## 2 目安として、発症日は医療機関受診日とし、受診翌日から1日と数える。

症例	発症日 (受診日)	発症後								
		0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
例1	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目				
	出席停止						登校可能			
例2	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目				
	出席停止						登校可能			
例3	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目 発症後5日目				
	出席停止						登校可能			
例4	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
	出席停止							登校可能		
例5	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
	出席停止									登校可能